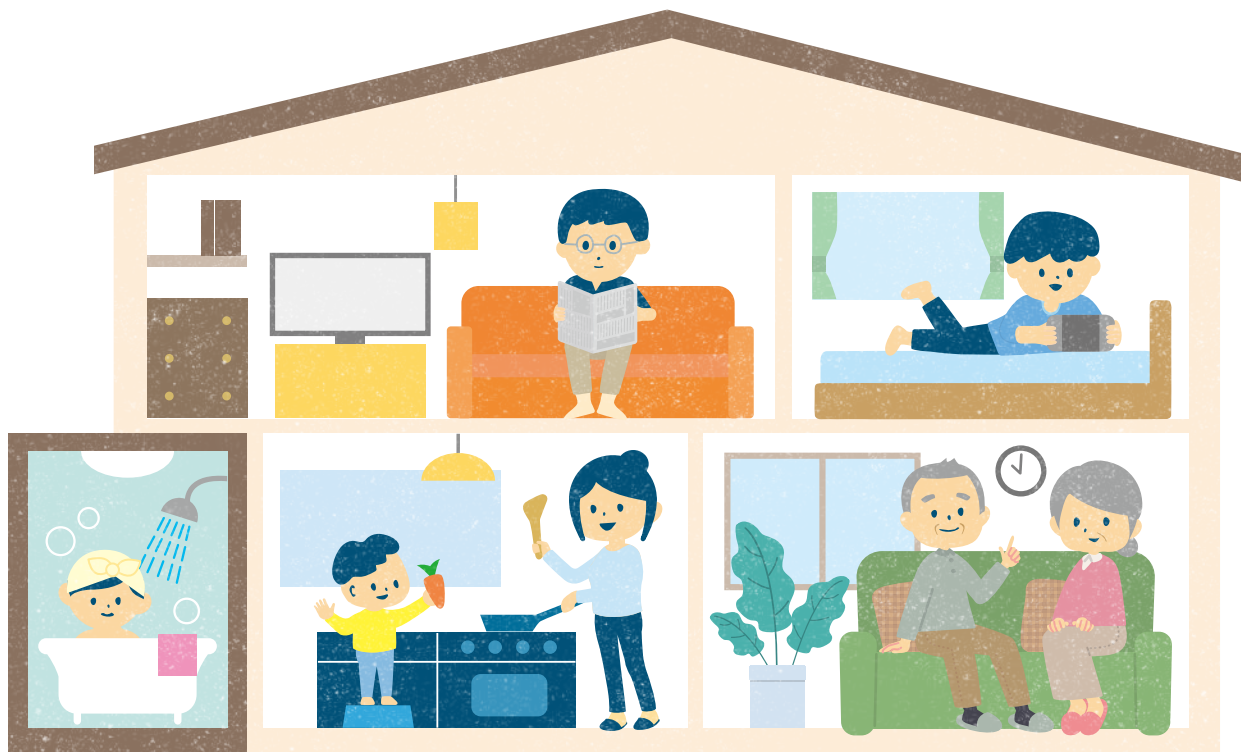
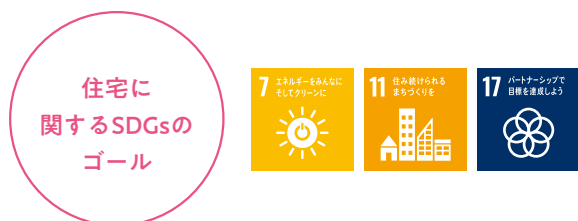


住宅

住宅の確保に配慮が必要な世帯を含むすべての住民が、
適切に管理された住宅で、
それぞれのライフスタイルにあわせながら、
安心して生活しているまち





主な取組

1 住宅確保要配慮者の住宅を確保します

住宅確保要配慮者が、継続的に安心して住み続けられる市営住宅の整備及び管理を行います。

住宅確保要配慮者の住宅確保における相談体制を整えます。

貸主側の住宅確保要配慮者への貸し出しを促進するため、貸主向けの支援制度が認知・理解される機会を創出します。

2 空き家所有者等に対する支援を行います

空き家所有者等が抱える相続、管理方法等の様々な問題の相談を受ける体制を整えます。

空き家を適切に管理していない所有者等に対しては、適切な管理を促す指導を行います。